

第2章 当面の制度化すべき課題に係る考え方及び具体的な措置

第1節 リスクベース・アプローチと性能規定の導入

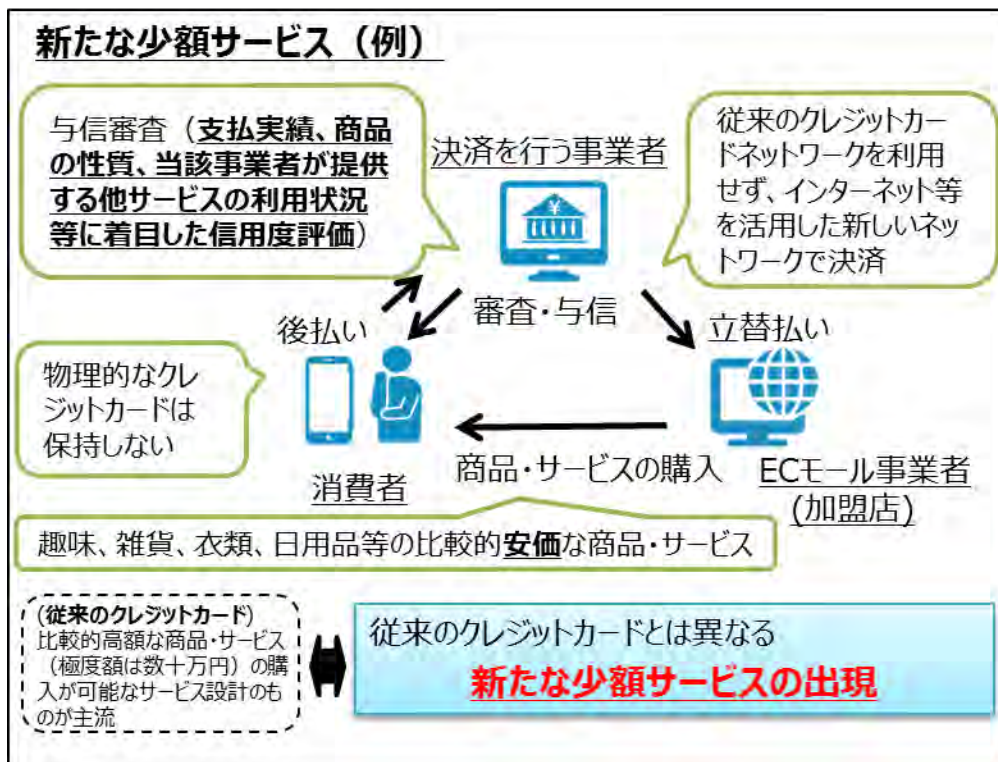
1. リスクベース・アプローチ

(1) 新たな少額サービスにおけるリスク

従来、クレジットカード決済は、比較的高額な商品・サービス（極度額は数十万円）の購入が可能なサービス設計のものが主流であったが、テクノロジーの進化により、膨大なデータの収集・解析などを通じ、少額な範囲で高度なリスク管理手法を活用したサービスの展開が可能となるなど、決済サービス・主体の多様化が進んでいる。

例えば、FinTech 企業等による新たな少額サービスとして、日常生活・趣味等に関する比較的安価な商品・サービスの決済に用いられるものが登場している。こうしたサービスは、主として、スマートフォンやインターネット等を活用し決済を完結させるものであり、技術・データを活用した与信審査手法なども駆使しながら、少額の範囲において、消費者ニーズにきめ細かく対応するものである。こうした多様な決済サービスについて、より円滑な事業展開を促進することによって、更なる消費者利便の向上が見込まれる。

【図3】新たな少額サービス(例)



新たな少額サービスは、従来のクレジットカードサービスに比べて、極度額が少額に抑えられている限り、支払が過度に困難な債務を負うことは通常想定しにくい⁵。また、当該サービスについては、テクノロジーの進化により、取引履歴等のビッグデータを収

⁵ 極度額が少額であるということについては、支払が過度に困難な債務を負うリスク（や不正利用に伴う損失リスク）を小さくする機能を有し、精緻な与信審査による高度なリスク管理は、リスクの測定方法を高度化することにより、高リスクの取引を排除する形で機能する。

また、こうした高度なリスク管理は、与信審査の精緻化を通じ、適正な与信機会を付与しうるものである。

集・分析することが可能となり、それに基づく精緻な与信審査の実施など、より高度なリスク管理が可能となっている⁵。こうした新たに登場している「少額・低リスクの後払いサービス」について、規制のあり方を検討することが必要である。

なお、少額サービスという場合の「極度額」の範囲については、中間整理において、「そのサービス実態を踏まえ、①月額給与等から概ね支払が可能と考えられる範囲であること、②主として日常生活・趣味等の支払が想定されること、③事業者の実務実態として10万円程度が一つの指標であること、④消費者ニーズを踏まえ、新たな決済サービスとして、10万円程度の上限のものが出現してきていることから、極度額ベースで10万円程度が想定される。(このため、個々の利用者の極度額は与信審査により概ね数千円から数万円程度の範囲で設定される。)」とされている。

(2) 割賦販売法における現行規制(一律の法規制)

従来とは異なる少額・低リスクの後払いサービスなど、決済サービス・主体の多様化が進んでいるにも関わらず、2ヶ月超・リボ払いの後払いサービスに対し、割賦販売法における多くの規制においては、事業規模やリスクによらず、従来型の比較的高額なサービスを想定した重い規制が一律に課されている(一部の民事ルール等を除く)。

【図4】包括信用購入あつせんにかかる規制の概要

包括信用購入あつせんにかかる規制の概要		
条文	規制項目	概要
第30条の2 第30条の2の2	支払可能見込額調査 これを超える与信の禁止	年収、債務の支払状況、生活維持費等を調査 (極度額30万円以下であって一定の場合等を除く)
第30条の2第3項	指定信用情報機関の信用情報の使用義務	債務の支払状況等の確認を義務付け
第30条の2の3	書面交付義務	書面交付(支払総額、回数、延滞時の損害賠償の内容等)
第30条	取引条件の表示義務	書面交付(支払の回数、手数料率、支払総額算定例、極度額等)
第30条の5の2	苦情処理	苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置
第35条の16	クレジットカード番号等の適切管理	漏洩防止等、クレカ番号等の適切な管理のために必要な措置
第30条の5の2	業務の運営に関する措置	取得した利用者の情報の適正な取扱いのために必要な措置
第30条の4	抗弁の接続	4万円以上(リボ払いは3万8千円以上)
第30条の3	契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限	支払総額及び法定利率による遅延損害金の合計を超える請求の禁止
第30条の2の4	契約解除等の制限	20日以上の相当な期間を定めて書面で催告
第31条	登録	業として営むには登録が必要
第33条の2第4項	純資産額(登録拒否要件)	資産 - 負債 ≥ 資本金又は出資額×百分の九十
第33条の2第3項	資本金額(登録拒否要件)	2,000万円以上
第33条の2第11項	体制整備(登録拒否要件)	公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制の整備
第33条の2第8項、第9項	体制整備(反社会的勢力排除)	暴力団員等がその事業活動を支配する法人等
その他、犯罪収益移転防止法による本人確認等の義務		

(3) 基本的な考え方

テクノロジーの進化を背景に決済サービス・主体が多様化する中で、割賦販売法においても、一律の規制ではなく、リスクに応じ柔軟な規制を行う「リスクベース・アプローチ」の考え方を導入することが適当である。特に、新たに登場している少額・低リスクの後払いサービスについては、事業展開を円滑化することにより、消費者の利便性を向上さ

せるものであり、こうしたサービスを提供する事業者については、消費者保護とのバランスを保ちつつ、リスクに応じた相応の規制を課すことが適切である。

こうしたアプローチは、目的との関係において規制は必要最小限でなければならないとする「比例原則」⁶の考え方からも適切であると考えられる⁷。

(4) リスクベース・アプローチの導入

① 「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」の新設

近時、新たに出現している「少額・低リスクの後払いサービス」のうち、少額の2ヶ月超又はリボ払いの後払いサービスであって、ビッグデータ・AI等の技術・データを用いた高度な与信リスク管理が行われているものについて、これを行おうとする事業者を、割賦販売法上、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」と位置づけ、新たに登録制を創設することとする。その際、これらの事業者に対する規制については、主たる担い手として想定される FinTech 企業のビジネス特性を踏まえた上で、現行の一律の規制ではなく、リスクに応じ柔軟な規制を行うものとする。なお、「少額」の範囲については、中間整理に基づき「極度額 10 万円以下」とする。

【図5】「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」の新設



② 割賦販売法上のリスクとリスクベース・アプローチを適用すべき規制項目の整理

「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」について、リスクベース・アプローチを導入するにあたり、FinTech 企業のビジネス特性を踏まえた上で、割賦販売法上のリスクとリスクベース・アプローチを適用すべき規制項目について整理を行うと、次のようになると考えられる。

⁶ 「支払可能見込額調査の義務付けは、信用購入あつせん業者の営業の自由及び消費者が与信を受けて商品等を購入する自由の双方に制約を加えるものであり、過剰与信防止という目的との関係において規制は必要最小限でなければならない」（出典：割賦販売小委員会報告書（平成29年5月10日））

⁷ なお、リスクベース・アプローチの適用にあたっては、「少額・低リスクの後払いサービス」とそれ以外のサービスの間での適用のみならず、従来型のクレジットカードサービスの範囲内においてもこれを適用することが適切であると考えられる。その際、具体的にどのように適用していくかについては更に検討を進めていくことが必要である。

また、規制の見直しに際しては、「リスクに応じた規制の見直しを行うことに加え、本来の規制の合理性・実効性を再精査することも重要である」との意見もあり、今後、こうした観点を踏まえつつ、包括的な規制のあり方を検証することが必要である。

【図6】割賦販売法上のリスクとリスクベース・アプローチを適用すべき規制項目の整理

リスクの性質	具体的制度内容	現行法の措置	少額包括信用購入あつせん業者		リスクベース・アプローチに基づく規制見直しの可否	
			極額少額	高度な与信リスク管理		
消費者にとってのリスク	過剰与信防止	<ul style="list-style-type: none"> 支払可能見込額調査 支払可能見込額を超える与信の禁止 	少額の範囲のサービスであり、支払が過度に困難な債務を負うことは想定し難く、一部の規制の見直しは可能か。	他社債務を把握することを前提に、過剰与信のおそれが少なく、消費者への弊害が少なく、一部の規制の見直しは可能か。	(与信審査における性能規定として別途検討)	
	契約条件の明示	<ul style="list-style-type: none"> 取引条件についての広告表示規制 書面交付義務 			<ul style="list-style-type: none"> 取引条件の表示の書面交付義務 	現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。
		<ul style="list-style-type: none"> 具体的な表示方法について一定の見直しが可能と考え得るか。 				
	苦情の適切な処理	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理体制の整備 	少額であるため、消費者被害は限定的であるが、リスクベース・アプローチの考え方により現行規定を見直すことは妥当か。	必ずしも低くはない。	現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。	
	カード番号の漏えい防止	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード番号等の適切管理 				
	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の情報の適正な取扱い 	必ずしも低くはない。	リスクを踏まえ、留意が必要。	現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。	
	金銭的な救済	<ul style="list-style-type: none"> 抗弁の接続 	現行法上、4万円以上(リボ払いの場合は3万8千円以上)に限定して規定。	—	導入済。	
		<ul style="list-style-type: none"> 契約の解除等に伴う損害賠償の額の制限 	必ずしも低くはない。	—	現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。	
契約解除の猶予	<ul style="list-style-type: none"> 契約解除の催告 	クレジット債務が少額であることから、「20日の書面催告」までは不要。	—	「20日の書面催告」の部分を見直すことが可能と考え得るか。		
加盟店にとってのリスク	カード会社の延滞・貸倒れの防止	<ul style="list-style-type: none"> 登録基準 純資産要件 資本金要件 	クレジット債権が小口であり、リスクは分散されており、各加盟店への弊害は相対的に少ない。	延滞・貸倒れのおそれが少なく、カード事業者の財務、ひいては加盟店への弊害は相対的に少ない。	純資産要件・資本金要件について、一定の規制見直しを行うことが可能と考え得るのではないか。	
法令遵守に係るリスク	業務体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 体制整備 	主たる担い手として想定されるFinTech企業の特徴を踏まえると、体制を一部簡素化しても十分な法令等遵守が図られる。	他社債務を把握することを前提に、過剰与信のおそれが少なく、消費者への弊害が少ない。	体制の一部(例えば監査方法等)について見直しが可能か。	
その他のリスク(社会的リスク等)	反社会的勢力による被害防止等	<ul style="list-style-type: none"> 登録基準 反社会的勢力排除等 	—	—	現時点で規制見直しをすることは控えることが適当か。	

こうした整理に基づき、今般の見直しでは、(ア)純資産要件等の登録基準、(イ)契約解除の催告期間・催告書面、(ウ)取引条件表示・社内体制整備の見直しを行うことが適切であると考えられる⁸。

③具体的な制度措置

「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」について登録制を新設するにあたっては、上記②のリスクベース・アプローチを適用すべき規制項目について、以下の通り、規制の合理化を行うこととする。

⁸ なお、クレジットカードを巡る規制については、割賦販売法の他、犯罪収益移転防止法による本人確認等の義務があるが、こうしたマネーロンダリングに関する規制に関しては国際的にリスクベースで考えることが基本とされており(※)、更なる柔軟化の要請もあること等を踏まえ、今後の検討課題とすることが考えられる。

(※) FATF (Financial Action Task Force : 金融活動作業部会)にて策定されているマネロン・テロ資金供与対策の国際基準において、「リスク・ベース・アプローチのコンセプトを明確にするとともに、マネロン・テロ資金供与関連のリスク評価をより幅広く行い、高リスク分野では厳格な措置を求める一方、低リスク分野では簡便な措置の採用を認めることで、より効率的対応を求めること」とされている。(出典：<https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120217-1.html>)

(ア)純資産要件等の登録基準

(a)純資産要件

現行法上、割賦販売法では、純資産要件として、登録時に、「資産－負債 ≥ 資本金又は出資額×百分の九十」を満たすことを求めている⁹。

今次の見直しにあたっては、主たる担い手として想定される FinTech 企業の事業特性上、多額の初期投資を中長期的に回収する機会が多いことから、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」に対しては、登録時に(資産－負債)が負の値でないこと、かつ、①登録時にグループ全体で現行基準を満たす、②事業開始から例えば5年以内に現行基準を満たす、又は③事業開始から例えば5年以内に一定額以上(例えば、1,000万円以上)の純資産を保有することを許容することとする。

(b)資本要件

現行法上、割賦販売法では、資本金要件として、登録時に2,000万円の資本金があることを求めている。この資本金要件は、旧商法上の株式会社の最低資本金が1,000万円とされていること等を踏まえて設定されたものであるが、平成17年に会社法が制定され、最低資本金制度は廃止されている。

こうしたことから、今回新設する「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」には、会社規模が小さい事業者の登録が見込まれることや、個々の取引額は少額であると想定され、加盟店を害する可能性が相対的に低いこと等も踏まえ、資本金要件を登録要件としては課さないこととする¹⁰。

(c)与信審査体制のあり方

「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」においては、登録時に、技術・データを用いた与信審査手法の適正実施が担保されていることを前提として¹¹、支払可能見込額調査に代えて、技術・データを用いた与信審査を適正に行うための体制の整備を求めることとする。

(イ)契約解除の催告期間・催告書面

催告期間について関係各法における規制を見ると、貸金業法においては規制はなく、民法においては「相当の期間」とされ、判例・通説では3日程度とされている。

こうしたことを踏まえ、割賦販売法においても、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」においては、主たる担い手として想定される FinTech 企業の債権回収モデル等を踏まえ、催告期間を現行法に定められている20日間から短縮(例えば7日～8日)¹²す

⁹ 割賦販売法第33条の2第1項第4号「資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額の百分の九十に相当する額に満たない法人」(登録拒否要件)

¹⁰ 他方、「加盟店保護等の観点から、ある程度の資本金要件は必要ではないか」との意見もあった。

¹¹ 同節3. ③事前・事後チェックのあり方に記載する事前・事後チェックを行うことにより担保することとする。

¹² 「特定商取引法第15条の3において、通信販売では、商品の引渡しから8日間は売買契約の解除ができることとされており、日数についてはこうしたことも参考とすべき」との意見があった。

るとともに、催告書面の電子化を進めることとする¹³。

(ウ)取引条件表示・社内体制整備

「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」については、主たる担い手として想定される FinTech 企業の UI・UX をより重視するサービス特性や利用者の利便性を踏まえ、取引条件の表示義務に関する規制を柔軟化し、例えば、具体的算定例や特約について、URL 表示による記載をすることを認め、その他必要な事項についても精査した上で見直しを行うこととする。

また、社内体制整備について、例えば、必置とされる「営業部門とは独立した監査部署」に代わる監査方法を認めることや、認定割賦販売協会が主催する研修の受講方法を柔軟化(e-learning 等)することとし、その他必要な事項についても精査した上で見直しを行うこととする。

¹³ 詳細は、同章第3節(2)論点と具体的な制度措置を参照。

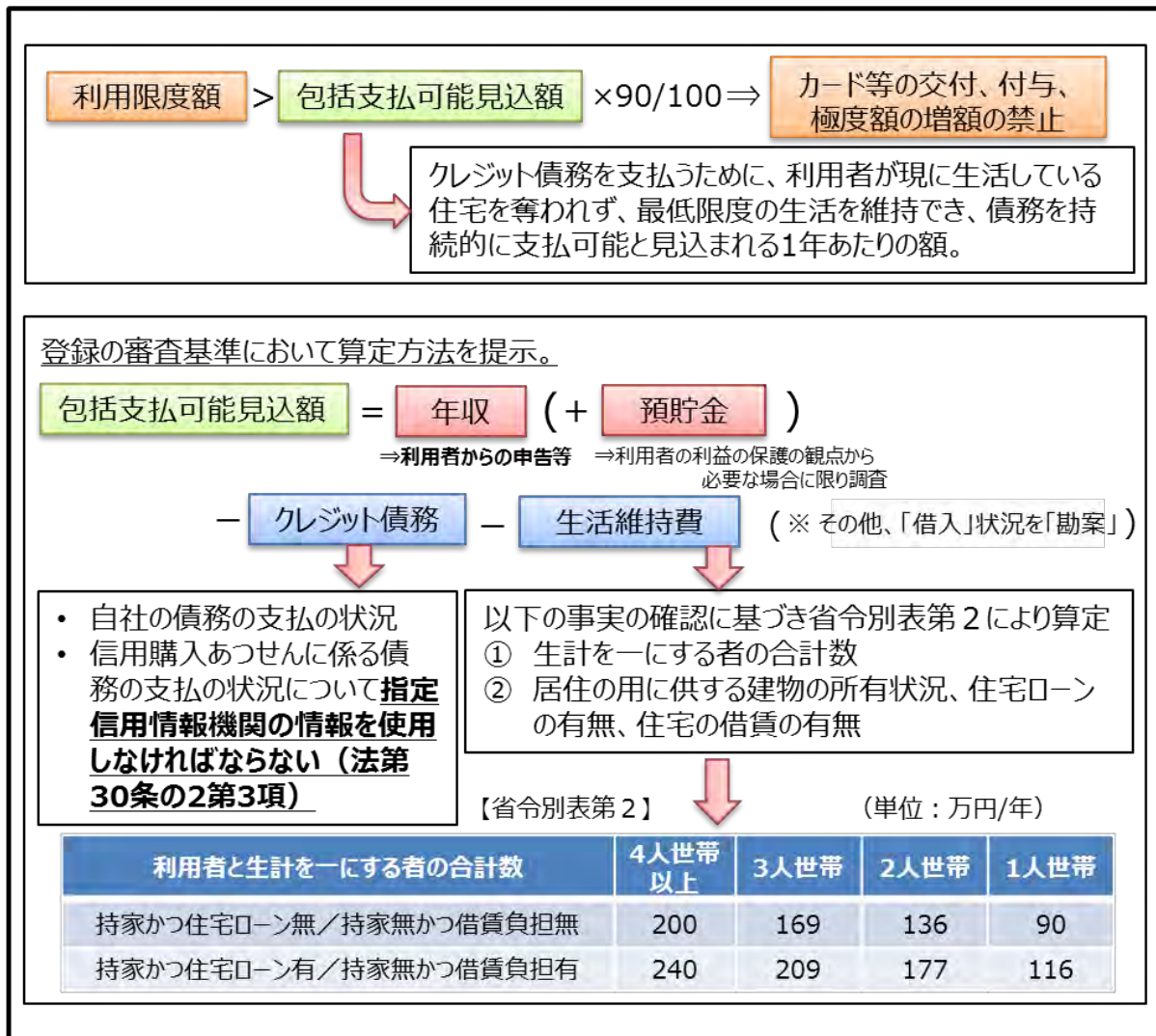
2. 技術・データを活用した与信審査(性能規定の導入)

(1) 現行規制における与信審査

割賦販売法における支払可能見込額調査では、調査事項、調査方法(指定信用情報機関の信用情報の使用義務等)及び算定方法が一律に規定されている。

【図7】支払可能見込額調査の概要

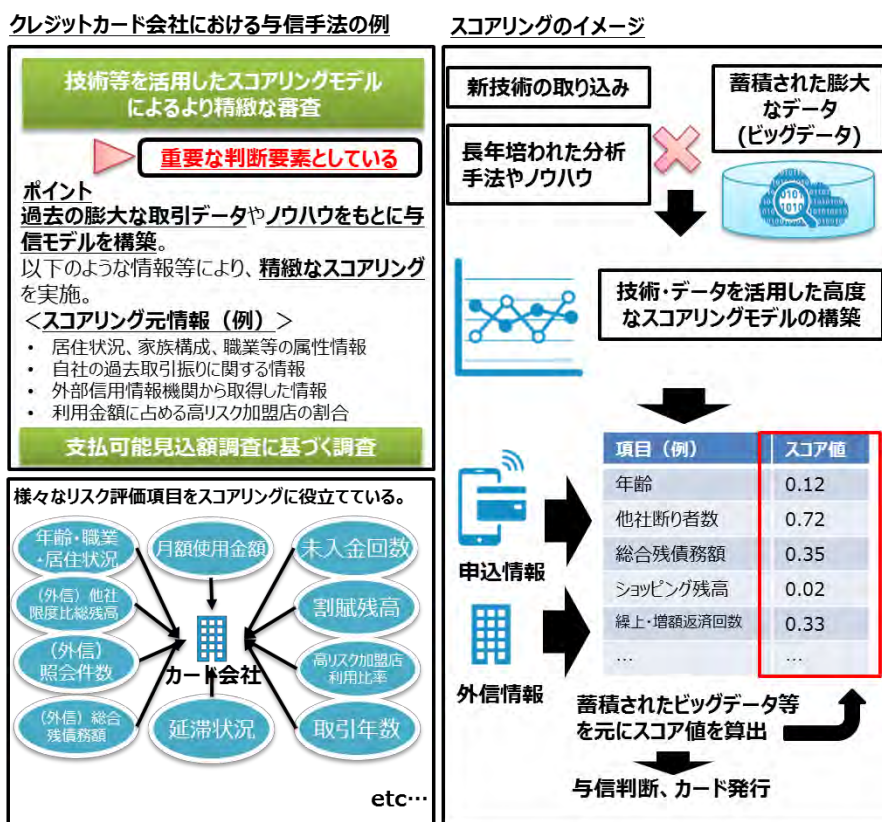
支払可能見込額調査の概要 (法第30条の2、30条の2の2)



(2) 技術・データを活用した与信審査

一方、事業者の実態をみると、クレジットカード会社では、割賦販売法の支払可能見込額調査は行いつつも、別途、技術・ノウハウを活用しつつ膨大な実績データ等に基づきより精緻なスコアリングモデルによる与信審査を行い、これを重要な判断要素としている企業もある。

【図8】クレジットカード会社の与信審査の実態



また、レンディング分野においては、ビッグデータや AI を活用した与信審査のためのテクノロジーが急速に発達し、国内外において、これら技術を活用した新たな与信審査手法が数多く出現し、与信の精緻化が進んでいる。

【図9】レンディング分野における与信審査の例

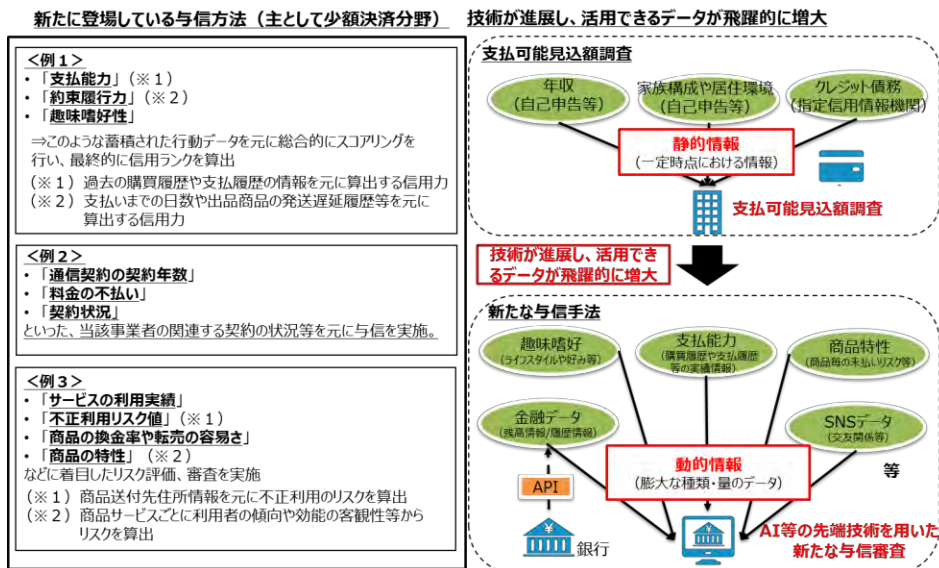
～レンディング分野における与信審査の例～



（出典） 各社HP情報等を元に作成

少額決済分野においても、技術の進展により、従来の年収や預貯金といった一定時点での情報(静的情報)だけでなく、支払・取引履歴、購入商品データ、金融データ、詳細属性情報といった膨大な種類・量のデータ(よりリアルタイム性の高い動的情報)を取得することができるようになり、また、これらをAI等により精緻に解析した与信審査が可能となっている。

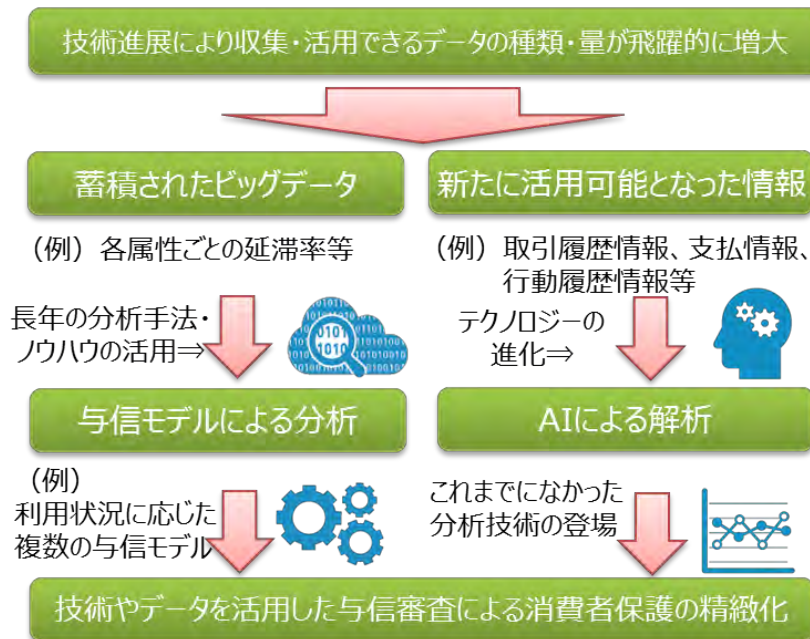
【図 10】少額決済分野における与信審査



(3) 与信審査における性能規定の導入

与信審査において、かつては考えられなかったようなデータも含め、様々なデータを利用することが技術的に可能となっている中、一律の規制ではなく柔軟な規制により、技術革新を取り込みつつ、より精緻な与信審査を促進することは、より安全で安心なクレジットカード利用環境を整備するうえで、有効な手段である。

【図 11】技術・データの活用による消費者保護の精緻化



また、技術・データを活用した与信審査を許容し、与信イノベーションを促進することを通じ、より高度な分析手法が生まれるとともに与信審査の精度が向上する。これが過剰与信防止に結びつくよう運用されることにより、更なる過剰与信防止の精緻化につながるといった、好循環を生み出すこととなる。同時に、当該与信イノベーションは、消費者が適正な与信サービスを楽しむことができるよう運用されることが必要である。

以上より、過剰与信を防止するための与信審査における手法についても、技術・データの活用が進む中、割賦販売法において、「性能規定」¹⁴の考え方を導入し、こうした技術革新を適切に取り込んでいくためのより柔軟な規制の枠組みとすべきである¹⁵。

また、画一的な与信規制によらず、性能規定により各社が技術・データを用いた与信手法を行う場合、各企業の与信管理体制及びそれを監視するガバナンスが重要となる。

14 性能規定に関しては、平成 28 年 6 月 14 日にとりまとめられた「報告書 ～クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～<追補版>」 p12 にて、「製品安全・保安分野においては、技術進歩や新製品へのより柔軟な対応を可能とするため、製品等が満たすべき技術基準について国が寸法・数値、形状、材質、計算式等の詳細を定める「仕様規定」から、製品安全・保安に不可欠な性能のみを定め、当該性能を実現するための具体的な手段・方法など問わないとする「性能規定」への転換が図られている。…クレジットカード取引のセキュリティ分野においても、「利便性と安全性」あるいは「コストとセキュリティ」の両立という課題を、技術の力で解決することが重要であり、技術革新の果実を迅速に取り込んでいくダイナミックな仕組みを作ることが求められる。こうした観点から、製品安全・保安分野におけるいわゆる「性能規定」の基本的な考え方を取り込むことが適切である。法令においてはセキュリティ確保に不可欠な機能（情報漏えい防止と不正使用防止）のみを定め、その実現手段・方法については、最新の技術を活かした各事業者の創意工夫に基づく多様な手法に対してオープンなものとする事で、各事業者の判断に基づいて、より適切なセキュリティ対策を講ずることができるようにする必要がある。」とされている。

加えて、与信審査における性能規定の導入に関しては、平成 29 年 5 月 10 日にとりまとめられた「報告書～クレジットカード取引及び前払式特定取引の健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて～」 P23 において、「大多数の平均的な消費者の利便性を阻害することのないよう、FinTech の活用等により新たな手法の開発や運用に向けた各社の創意工夫を促すべく、「性能規定」の考え方に基づき、過剰与信防止という目的を達成するための具体的な手続や方法を特定しない規定とした上で、過剰与信防止の観点から各社の手法の実効性をチェックするための一定の共通指標を設け、検証できるようにする方向での改正を目指すべきであるとの多数の意見があった。一方で、過剰与信防止という社会的な要請に基づく義務付けであることを踏まえ、性能規定の考え方の下で個社の裁量判断に多くを委ねてしまうことに懸念を示し、より慎重な審議を要するとの意見もあった。」といった議論があったところである。

¹⁵ なお、性能規定の適用については、いわゆるパーゼルⅡ（※1）をはじめ、事業者におけるリスク管理との関係ではあるものの、リスク管理のインセンティブを尊重することで監督上の目的を達成するという「インセンティブ・コンパティブル・アプローチ」（※2）の考え方があり、こうした実践からも性能規定の有効性が示唆される。

（※1）パーゼルⅡ…「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」を指す。パーゼル銀行監督委員会により 1988 年にパーゼルⅠが策定され、これが 2004 年に改定されたもの。

（※2）インセンティブ・コンパティブル・アプローチ…「金融機関の自主的なリスク管理のインセンティブを阻害するような規制手法ではなく、むしろこれを尊重し、市場規律を活かす手法を採用することにより監督上の目標を達成するという」考え方。（出典 <https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=16536>）

3. 与信審査における性能規定の導入

(1) 基本的な考え方

FinTech 企業による購入履歴等のビッグデータ・AI 解析を活用した与信審査手法や、クレジットカード会社による過去の膨大なデータ・蓄積されたノウハウを活用した与信審査手法などが出現している中、性能規定の考え方に基づけば、技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができるとすべきである¹⁶。

その際、技術革新を積極的に取り入れ、より良い与信サービスが提供される仕組みとすることが重要であることから、既存の支払可能見込額調査による方法に重ねて措置するのではなく、新たな枠組みとして措置することが適切であると考えられる。

また、性能規定の導入にあたっては、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」に対し、そのリスクに応じた相応の規制を課すなど、リスクベース・アプローチの観点も踏まえつつ、制度設計がなされるべきである。

(2) 中間整理及び消費者委員会からの意見と論点の整理

① 中間整理

基本的な考え方に基づき、与信審査における性能規定の導入に関し、中間整理では、以下の考え方が示された。

- ・ 性能規定の評価基準について、「当該事業者が用いる与信審査手法を明らかにした上で、延滞率(又は貸倒率)を適切に設定するとともに、定期的なレポートを行うことを通じ、事前チェック及び事後チェック(プレッジ・アンド・レビュー)により、適切な管理を担保することとする。」
- ・ 指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務について、使用義務に関し、「指定信用情報機関の信用情報…の使用を一律の義務としては課さないことが適当であると考えられる。」また、登録義務に関し、「少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合には、…登録義務を課さないことが考えられる。」
一方、利用限度額が少額か否かを問わず、信用情報機関への信用情報の使用・登録義務は、多重債務防止のため維持すべきとの意見があり、制度化に向け更に精査し検討を進めることが必要との意見もあった。
- ・ 指定信用情報機関の運用・システムのあり方に関し、「指定信用情報機関への加入の手続きに時間を要する、画一的なシステム対応が求められる、24 時間の照会・登録ができないなど、FinTech 企業をはじめとした利用事業者のビジネス展開に支障が生じているとの運用面の課題についても指摘があった。この点については、監督当局とともに、指定信用情報機関において、事業者の支障のないよう、運用・システムのあり方を検証・改善する必要がある。」

¹⁶ 全てのクレジットカード会社が AI やビッグデータ等を活用した与信審査の手法を開発・運用できるわけではないことから、引き続き支払可能見込額調査に基づく与信審査の手法も残しておく必要がある。

②消費者委員会からの意見

令和元年8月8日、消費者委員会より、中間整理に対して意見書が提出され、以下の通り、事前・事後チェックにおける効果的な方策の検討や指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務の見直し等に関し、慎重に検討すべきとされた。

- ・ 事前・事後チェックに関しては、「事前・事後のチェックの主体・対象・基準等の具体的な内容の検討を進める上では、技術・データを活用した与信審査の基礎となる情報の質及び量並びに与信審査方法の精度を十分に確保するために、いかなる方策が効果的か慎重に検討すべきである。」
- ・ 指定信用情報機関の信用情報の使用義務については、「指定信用情報機関の信用情報を使用する義務を課さないとした場合に、個々の事業者が把握する情報のみで、利用者の支払可能な能力を判断するために必要かつ十分な情報の質及び量を確保することができるかについて慎重に検討すべきである。そして、これらの検討に際しては、技術・データを活用した与信審査の精度を検証しながら、支払可能見込額調査義務及び指定信用情報機関の信用情報の使用義務について段階的に緩和を検討する方法なども併せて検討すべきである。」
- ・ 指定信用情報機関の信用情報の登録義務については、「指定信用情報機関への信用情報の登録義務を課さないこととした場合に、業界全体の水準として現行制度と同程度以上に多重債務防止が担保できるかについて慎重に検討すべきである。」
- ・ 「政策課題を指定信用情報機関の運用・システムの在り方を見直すことで対処することが可能かについても並行して検討すべきである。」¹⁷

③制度見直しに向けた論点

消費者委員会やその他の関係者からの意見を踏まえ、与信審査において性能規定を導入するにあたり、以下3つの論点について検討を深めた。

- ・ 指定信用情報機関の運用・システムの改善について、どのような対応が行われることが求められるか。
- ・ 指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務についてはどのように措置することが必要か。
- ・ 技術・データを用いた与信審査手法を「支払可能見込額調査」に代えて許容する際、どのような事前・事後チェックのあり方が求められるか。

¹⁷ この他、次のような意見もあった。

- ・ 「利用者に対する技術・データを活用した与信審査に使用される情報の範囲・内容や審査等に関する情報提供などの利用者の予測可能性等を考慮した方策も検討すべきである。」
- ・ 「引き続き、新成年に対する健全な与信を確保するため、事業者の自主的取組を推進するための検討を進められたい。」
- ・ 「AI等の技術・データの活用については、消費者に多大な利便をもたらす可能性がある反面、プライバシーの問題や不当な差別につながるおそれがあるという問題等の課題も有していると考えられることから、そのような新たな技術の特性を踏まえた消費者保護に係る取組が欠かせないことにも留意されたい。」
- ・ 「検討に当たっては、より幅広い主体等に参画を求めつつ、多面的に議論を進めることが望ましい。」

【図 12】制度見直しに向けた論点

＜与信審査における性能規定の導入＞ 技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができるとすべき		
中間整理	消費者委員会からの意見	
(指定信用情報機関) 運用・システムのあり方 論点 1	事業者の支障のないよう、 運用・システムのあり方を検証・改善 する必要 政策課題を 指定信用情報機関の運用・システムの在り方を見直すこと で対処することが可能かについても並行して検討すべき	
(指定信用情報機関) 使用義務 論点 2	一律の義務としては 課さない 個々の事業者が把握する情報のみで、利用者の支払可能な能力を判断するために必要かつ十分な情報の質及び量を確保することができるかについて慎重に検討すべき 支払可能見込額調査義務及び指定信用情報機関の信用情報の使用義務について 段階的に緩和を検討する方法 なども併せて検討すべき	
(指定信用情報機関) 登録義務 論点 3	少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合には 課さない 業界全体の水準として現行制度と同程度以上に多重債務防止が担保できるか について慎重に検討すべき	
事前・事後チェック 論点 3	事前チェック及び事後チェック （プレッジ・アンド・レビュー）により、適切な管理を担保する 事前・事後のチェックの主体・対象・基準等の具体的な内容の検討を進める上では、 いかなる方策が効果的か 慎重に検討すべき	
その他	利用者の予測可能性等を考慮した方策も検討すべき 等	

論点 1	指定信用情報機関の運用改善について、どのような対応が行われることが求められるか。
論点 2	指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務についてはどのように措置することが必要か。
論点 3	技術・データを用いた与信審査手法を「支払可能見込額調査」に代えて許容する際、どのような事前・事後チェックのあり方が求められるか。

(3)各論点に係る検討(具体的な制度措置)

①指定信用情報機関の運用・システムのあり方

中間整理以降、指定信用情報機関である株式会社シー・アイ・シーを中心に、「課題の総点検」を実施するとともに少額・低リスクサービス事業者、既存事業者を含む各種業種・業態に対するヒアリングを実施するなど指定信用情報機関の運用・システムのあり方について検討を進め、現状・課題・対応の方向性について整理を行った。その結果、加盟審査期間の短縮、利用時間の拡大、新たな料金体系の導入、柔軟なネットワーク環境の導入といった様々な観点からの運用・システムの改善の方策が示された。

【図 13】株式会社シー・アイ・シーの運用・システムの見直し

3. 割賦販売小委員会 中間整理を踏まえた対応の全体概要		
現状	主な課題	対応の方向性
1. 加盟	・ 審査期間が長い ⇒画一的な加盟審査のため時間を要する	◎ 「 加盟審査期間 」の短縮 (2019年度) ⇒概ね2ヵ月程度に短縮等
2. 利用	・ 本人特定項目以外の入力項目がある ⇒項目過多により作業負担が大きい ・ 必要な情報に限定した取得ができない	◎ 「 入力項目 」を削減 (2020年度) ⇒氏名・生年月日等の本人特定項目に限定等 ◎ 「 選択制 」の導入 (2020年度) ⇒回答対象となる契約の選択、回答内容の編集機能の導入等
3. 登録	・ 項目数が多くシステム構築が煩雑になる ⇒一律的な項目登録に対応するシステム構築が負担 ・ 商品、金額等のリスク度合いを問わず毎月更新が必要である	◎ 「 登録項目 」を合理的な範囲で削減 (2020年度) ⇒登録項目の見直し等 ◎ 「 柔軟な登録更新サイクル 」の導入 (2019年度) ⇒2ヵ月に1回などの更新を許容等
4. 運用	・ 夜間に利用することができない ⇒時間制約により柔軟に利用できない ・ 料金設定の方法や水準に負担感がある	◎ 「 利用時間 」の拡大 (2020年度以降) ⇒システム処理の見直し、24時間化の検討等 ◎ 「 新たな料金体系 」の導入 (2020年度以降) ⇒希望する回答項目等の多寡に応じた料金体系の新設等
5. インフラ	・ スピーディーに利用、登録ができない ・ ネットワーク接続環境が固定化されている	◎ 「 スピーディーな利用環境を実現する「専用データベース」 」を構築 (2020年度) ⇒少額・低リスク向け専用データベースの構築等 ◎ 「 柔軟なネットワーク環境 」の検討 (2020年度) ⇒オープンAPI等を活用したネットワーク接続の検討等

今後、上記の対応の方向性に基づき、運用・システムの見直しを着実に進めていくことが必要である。

運用・システムの改善を進めて行くにあたっては、こうした整理を前提としつつ、利便性とコスト・セキュリティの観点から両立を図り、状況に応じ最適解を考えながら対応を進めていくことが求められる。

また、従来のネットワーク網に加え、オープン API などのインターネットを利用した柔軟なネットワーク環境を実現するにあたっては、そのセキュリティリスクに十分に対応可能な体制を構築することが不可欠である。

そして、割賦販売法上、指定信用情報機関として指定を受けている事業者は現状、株式会社シー・アイ・シーの1社のみであることから、こうした独占性の懸念が排除され、料金設定を適切に行い、また、上述の運用・システムの改善の取組が一時的なものとならず、継続的な見直しとなるよう、適切に運営がなされる枠組みを整備することも合わせて必要となる。

②指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務

(ア)指定信用情報機関の信用情報の使用義務

現行法上、支払可能見込額調査を行う際においては、指定信用情報機関の信用情報を使用することが義務付けられている¹⁸。当該義務については、中間整理において、与信審査における性能規定の導入にあたっては、一律の義務としては課さないとする考え方が示された一方、消費者委員会から提出された意見書では、慎重な意見が述べられている。

中間整理において示された考え方

当該義務については、あくまでも現行の支払可能見込額調査の仕組み(計算式)を用いて支払可能な能力・額を算定する場合に必要な情報(クレジット債務等)を参照する義務である。従って、性能規定の考え方に基づき、購入履歴等のビッグデータ・AI 分析や過去データ・ノウハウに基づく与信審査により、支払可能な能力を判断できるものとして、支払可能見込額調査を行わない場合には、支払可能見込額調査の算定式を用いず、技術・データに基づく与信モデルを用いることとなるため、必ずしも指定信用情報機関の信用情報の使用は必要とはならない。このため、当該情報の使用を一律の義務としては課さないことが適当であると考えられる。

他方、…他社のクレジット債務についてすでに延滞等が発生している情報を把握することなく与信審査することによって、多重債務防止の性能が確保できるのか…といった意見もあった。

¹⁸ 割賦販売法第 30 条の 2 第 3 項「包括信用購入あつせん業者は、第 1 項本文の規定による調査(支払可能見込額調査)を行うときは、…指定信用情報機関…が保有する特定信用情報…を使用しなければならない」

消費者委員会の意見書

指定信用情報機関の信用情報を使用する義務を課さないとした場合に、個々の事業者が把握する情報のみで、利用者の支払可能な能力を判断するために必要かつ十分な情報の質及び量を確保することができるかについて慎重に検討すべきである。そして、これらの検討に際しては、技術・データを活用した与信審査の精度を検証しながら、支払可能見込額調査義務及び指定信用情報機関の信用情報の使用義務について段階的に緩和を検討する方法なども併せて検討すべきである。

こうしたことを踏まえ、以下のように整理することが適当であると考えられる。

- ・ ビッグデータ・AI 等の技術・データの活用による与信審査について、これが適正に運用される場合には、現状、実務・実態上、必ずしも指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも、利用者の支払可能な能力を判断できるとされている¹⁹。
- ・ 一方、現在、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課している趣旨に鑑み、技術・データを活用した与信審査手法において、当該義務なくその目的を達成できるかどうかについては、必ずしも明らかではない状況にある。
- ・ こうした中、事業者の利便を踏まえ、指定信用情報機関において、運用・システムのあり方の検証・改善を行うことを前提に、使用義務・運用については引き続き義務とすることが妥当であると考えられる。

従って、現時点では、与信審査における性能規定の導入に際しては、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課すこととし、その後の事業者における与信実態を踏まえつつ、当該義務を段階的に見直すことを検討することとする。

(イ) 指定信用情報機関への信用情報の登録義務

現行法上、支払可能見込額調査において信用情報を使用するため、指定信用情報機関に加入することが実態上必要であり、加入包括信用購入あっせん業者は割賦販売法第 35 条の 3 の 56 に基づき、指定信用情報機関への基礎特定信用情報²⁰の情報提供(登録)が義務付けられている。

当該義務について、中間整理では、「少額・低リスクのサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合には、…登録義務を課さないことが考えられる」とされた一方、その後消費者委員会から提出された意見書では、「業界全体の水準として現行制度と同程度以上に多重債務防止が担保できるかについて慎重に検討すべき」との指摘がなされたところである。

こうしたことも踏まえ、少額・低リスクの後払いサービスで指定信用情報機関の信用情

¹⁹ こうした実務・実態に基づき、指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも、利用者の支払可能な能力を判断することができる場合には、使用義務を課す必要はないとする意見も複数あり、今後こうした観点も踏まえて検討を進める必要がある。

²⁰ 法第 35 条の 3 の 56 (氏名/住所/生年月日/電話番号/勤務先/保険証又は本人確認書類に記載された番号等/利用者とは 2 か月超・リボ払いの契約をした個々の年月日/支払時期未到来又は支払義務未履行のクレジット債務/1 年間に支払いが見込まれる額/支払遅延の有無 等)

報を使用せずとも与信できる場合の指定信用情報機関の信用情報の登録義務については、以下のように整理することが適当であると考えられる。

- ・ 指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課す場合、使用する情報の正確性の確保の観点から、少額・低リスクの後払いサービスであっても登録義務を課すことが適当であると考えられる。加えて、この場合には、登録に係るコスト負担の公平性の観点からも許容しうる。
- ・ なお、当該情報の正確性の確保は、少額・低リスクの後払いサービス以外のサービスを提供する事業者も多数存在する中、こうした事業者の与信審査においても重要であると考えられる。
- ・ 更に、登録に関する手続き・事務負担に関しては、指定信用情報機関において、運用・システムのあり方の検証・改善が進められている。

従って、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」に対しても、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を課すことや指定信用情報機関の運用・システムの改善がなされることを踏まえ、現段階では指定信用情報機関への信用情報の登録義務を課すこととする²¹。

(ウ) 段階的な見直しに際しての留意点

指定信用情報機関の信用情報の使用義務・登録義務について段階的な見直しを行うに向けて、後述する事前・事後チェック等を実施する際には、見直しの可否を評価するためのデータ・エビデンスを収集しておくことが重要である。

③ 事前・事後チェックのあり方

(ア) 基本的な考え方

中間整理や消費者委員会からの意見を踏まえ、技術・データを用いた与信審査手法を「支払可能見込額調査」に代えて許容する際の事前・事後チェックのあり方としては、「プレッジ・アンド・レビュー」の考え方を基本とし、具体的には以下の通りとすべきであるとされる。

(イ) 事前チェック

事前チェックとして、技術・データを用いた与信審査手法に係る経済産業大臣の認定制度を設け、その認定要件としては、以下のような基準を設けることとする。

(a) 技術・データを用いた与信審査手法

技術・データを用いた与信審査手法が利用者の支払可能な能力を判断することができるものであることを確認するため、認定を受けようとする事業者は行政に対し、(i)与信審査手法と(ii)延滞率についてプレッジを行うこととする。

(i)与信審査手法については、各社は行政に対し、技術・データを用いた与信審査手法

²¹ なお、少額・低リスクの後払いサービスで指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合以外に関しても、引き続き登録義務を課すこととする。

の具体的なあり方を、説明責任を持って、プレッジする。その際、少なくとも、①現在の技術水準等に照らし不適正・不十分なものは排除すること及び②不適切な変数・要素等を審査手法に組み込まないものとする。

なお、与信審査にデータを用いる際は、閲覧履歴や購買履歴などの行動履歴も個人に紐付けて収集・分析される場合が多いと思われることから、利用者が個人情報などのように利用されているか明確に分かるよう、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護法や信用分野における個人情報保護に関するガイドライン等に則り、取り扱う個人情報とその利用目的との関係を明らかにするなど、適切な取扱いを行っているかについてもチェックを行う必要があるとの意見もあり、運用に際しては、こうした観点も踏まえる必要がある。

(ii)延滞率については、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」においては、CIC データ²²等に基づく過去の延滞率実績を勘案しつつ、各社が延滞率(定義・水準)をプレッジすることとする。また、「包括信用購入あつせん業者」においては、CIC データ等に基づく過去の延滞率実績の平均水準を基本としつつ、過去の期間の振れ幅の範囲で延滞率を管理することをプレッジすることとする(基本水準:〇〇%程度、許容幅:0～〇〇%)。

(b)適正運用のための内部管理体制の整備

(i)与信審査・管理体制、(ii)与信審査・管理に係る準則、(iii)与信審査の検証体制の3つの観点から体制が整備されていることを確認することとする。

(i)与信審査・管理体制としては、(a)独立した与信審査・管理を行う責任部署が設けられ、責任者が置かれていることや、(b)内部監査部署が設けられていることとする。

(ii)与信審査・管理に係る準則としては、与信審査・管理に係る規程やマニュアルが定められ、責任者、審査の方針等が定められていることが必要である。

(iii)与信審査の検証体制としては、与信審査手法の妥当性について、その検証方法や見直し基準が定められ、これに基づき適切な検証・見直しが行われていることを求めることとする。

(ウ)事後チェック

(a)延滞率によるチェック、(b)定期的なレポート、(c)著しく不適正な与信審査の場合の行政上の措置により事後チェックを行うこととする。

(a)延滞率によるチェックとして、「少額包括信用購入あつせん業者(仮称)」においては、認定時に各社がプレッジした、CIC データ等に基づく過去の延滞率実績を勘案した延滞率(定義・水準)で適正管理ができていることをレビューすることとし、また、「包括信用購入あつせん業者」においては、認定時にプレッジした、CIC データ等に基づく過去の延滞率実績の平均水準を基本としつつ、過去の期間の振れ幅の範囲で延滞率の適正管理ができていることをレビューすることとする。

²² 指定信用情報機関である株式会社シー・アイ・シーが保有する延滞率情報。なお、「当該情報ははじめとしたクレジット業界の指標のみならず、社会全体の経済動向や他の与信分野の動向についても留意すべきである」との意見もあった。

(b)定期的なレポートとして、例えば年1回の報告義務を課すこととする。

(c)その上で、著しく不適正な与信審査を行っている場合には、改善指導・報告徴収・改善命令・認定取消しといった行政上の措置を行うこととする。

包括信用購入あつせん業者における延滞率の定義の例としては以下のよう
なものと考えられる。

延滞率 = A / B

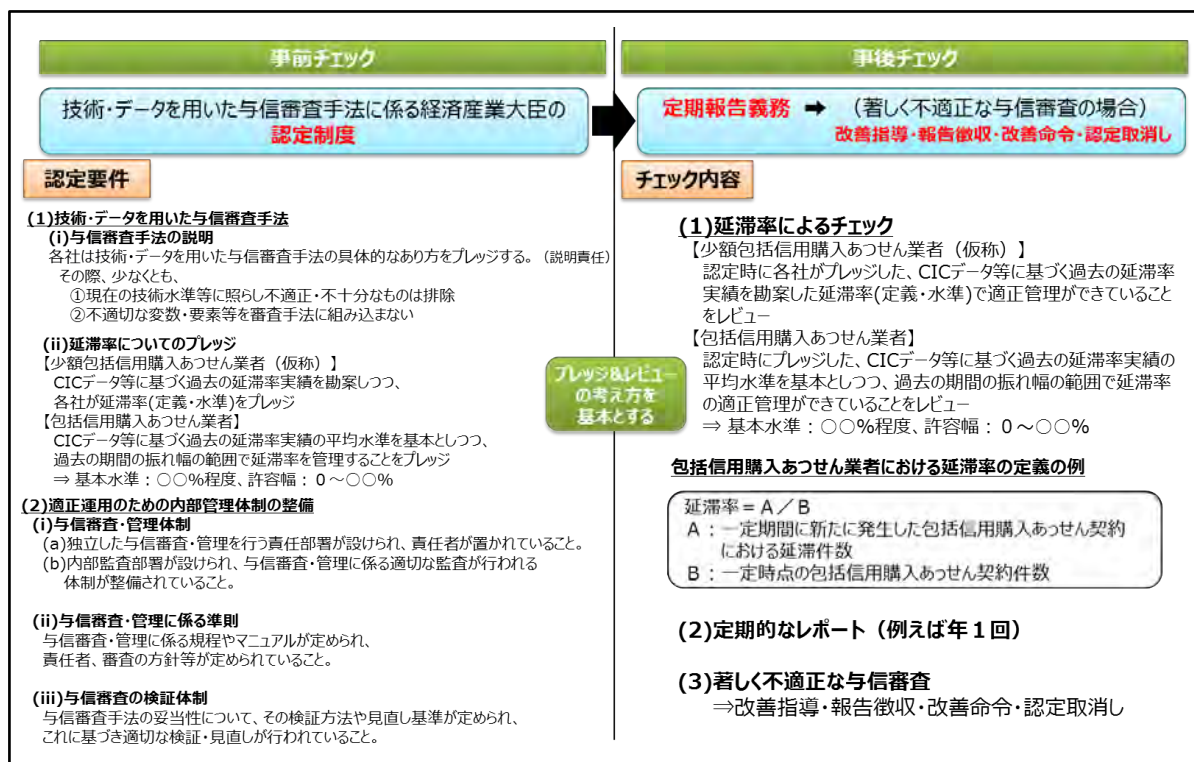
A: 一定期間に新たに発生した包括信用購入あつせん契約における延滞件数

B: 一定時点の包括信用購入あつせん契約件数

(エ) 制度見直しの方向性のまとめ

以上により、与信審査における性能規定の導入の枠組みを整理すると以下のようになる。なお、その際、中間整理で示された通り、いたずらに事業活動を制約することがないよう、経済環境の変化等に留意することが必要である。

【図 14】事前チェック・事後チェックの枠組み



今後、今般法制化すべきとされた、技術・データを用いた与信審査に係る認定制度の実践の上に、消費者保護の観点に留意しつつ、例えば認定を受け、適正に実施される新たな手法を類型化すること等により、支払可能見込額調査以外の与信審査手法のあり方が実証され、これに代わる制度を指向することも検討する必要がある。